Title	Edward II治世期に於ける"Bastard Feudalism" : Lancaster伯 Thomasの事例を中心にして									
Sub Title	"Bastard Feudalism" under the Reign of Edward II									
Author	上島, 和彦(Uejima, Kazuhiko)									
Publisher										
	三田史学会									
Publication year	1986									
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.55, No.2/3 (1986. 1) ,p.31(145)- 70(184)									
JaLC DOI										
Abstract	About fifty years ago, K.B.McFarlane wrote his pioneer works on "Bastard Feudalism", in which he describes the patronage relationship that existed between lords and relainers. Stimulated by his works on this topic, many monographs on medieval noble society have since been published. Referring to the relevant literature, attempt to clarify the role of bastard fendalism in the regin of Edward II, a period which corresponds with the early stage of this phenomenon. In particular, I focus on the case of Thomas, earl of Lancaster. Bastard feudalism, like other social phenomena, reflected the particular age and changed its character with time. In this paper I discuss four questions: (1) How did the system of noble patronage work, and to what degree was it effective for the manipulation of parliamentary seats and royal offices? (2) To what degree was the royal judical power controlled by the lords? (3) Had the military aspect of bastard feudalism already developed in the reign of Edward II? (4) What was the role of retainers in managing the land of their lords? Did this role change in lateir ages, and, if so, what was the reason for the change? The conclusion of this four-point discussion is that a major part of the function of bastard feudalism had already developed by the time of Edward II. There were, however, certain undei-developed aspects owing to the immaturity of the administrative system on which it was to rely. Furthermore, its role was not always visible because there still remained the roles played by servants who were not, strictly speaking, retainers unril a later age. Therefore, it can be said that bastard feudalism under the reign of Edward II was not identical to that form idealised by K.B.McFarlane.									
Notes	論文									
Genre	Journal Article									
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19860100-0031									

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

—Lancaster 伯 Thomas の事例を中心にして——

和

J.

・ 時代の概観と Lancaster 伯 Thomas

Lancaster 伯と扈従達

Ⅲ Edward II治世期の"Bastard Feudalism"の性核

A 議会、行政機構との結び付き

B 司法機構との結び付き

C 軍事的役割

ロ 土地を巡る"Bastard Feudalism"の機能

IV 結基

亨

を前提とせず、貨幣の給付や国家の行政、司法機構に於けして封建制の本来的な機能が衰退してくると、封土の媒介封建制であった。ところが中世も後半になり、社会が変質イングランド中世を通じて国制の中枢をなしていたのは

な社会であった Edward I 治期のBFと、商業化、都市ろうか、という素朴な問いが本論の端緒であった。蓋し、一つの制度(社会慣行)は時代を映し、その時代に適合し一つの制度(社会慣行)は時代を映し、その時代に適合し、もいう素朴な問いが本論の端緒であった。蓋し、中世から近代と呼ばれる時代へと移行するこの長い年月

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

二 (二四五)

史

延として一つの時代の相を浮き彫りにしてみたい。 Lancaster を中心に、その他の貴族社会研究の成果 を 外 らわれた個別研究の白眉 J.R.Maddicott の Thomas of 時期に如何なる状態にあったのか、McFarlane 以降にあ 頭、Edward II 治下(一三〇七一二六)という割合早い によって提示されたBFのいわば「理念型」が十四世紀初 それとが全く同じ性格、機能を持つ筈はない。このような問 化が進展し、市民社会の息吹が感じられるテューダー朝の 題関心の下、本論ではパイオニアである K.B.McFarlane

らかにされる。第Ⅲ章が展開であって、そこでこの時 BFの機能が如何なるものであったかが論じられる。 であったのか、その身分、出身、伯との関係の安定性が明 され、第Ⅱ章で彼との関係に入った扈従がどのような人物 代と Lancaster 伯 Thomas の人物が手短かにスケッチ I章では必要な予備手続として Edward II 治世という時 そのためのプロセスとして本論は以下の構成をとる。第 代の

- 1 Hastings' Indentured Retainers 1461-83 (New Haven ものであるという着眼点は、既に W.H.Dunham, Lord BFそれ自体の変化が、社会構造上の変化とパラレ 時に pp. 52-3. にある。
- K. B. McFarlane, 'Bastard Feudalism', B. I. H. R. xx

- H.S.4th ser. xxxvi (1944). 両論文共、彼の死後門下生 Fifteenth Century (London, 1981). に収められた。 によって編集出版された四冊目の論文集 England in the (1945); do., 'Parliament and Bastard Feudalism', T. R
- (c) J.R. Maddicott, Thomas of Lancaster (Oxford, 1970); study in noble patronage, E. H. R. lxxxvi (1971). do., 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland; a
- 4 of Pembroke (Oxford, 1972). が重要な文献である。更に の研究の他にはJ. R. S. Phillips, Aymer de Valence, Earl Edward II 治世は Richard II 治世と並んで活発な研究の in Fourteenth Century England (Cambridge, 1957). 関連の遺稿を集めた K.B.McFarlane, The Nobility of (London,1904). に始まり R.Somerville の History of 合が良い。古くは S. Armitage-Smith の John of Gaunt を与えてくれるが、時間軸を追う際にも Lancaster 家は都 (1984). があらわれた。これらが同時代に於ける比較の材料 pensers and the downfall of Edward II', E.H.R.xcix 究として S. L. Waugh, 'For King, Country, and Patron,, 対象となった時代であり、Maddicott による Lancaster 伯 SV G. A. Holmes, The Estates of the Higher Nobility Later Medieval England (Oxford, 1973). | 四世紀につ J. of British Studies xxii (1983); N. Saul, 'The Des-九八〇年代に入って、治世末の寵臣 Despenser 親子の研 中世末期全般については、一九五三年の Ford 記念講義と

the Duchy of Lancaster, vol. i (London, 1953). そして初代 Lancaster 公となった Henry of Grosmont の研究として K. Fowler, King's Lieftenant (London, 1969).が

# I 時代の概観と Lancaster 伯 Thomas

Edward II 治世は古く Tout らによって一つの転回点であるとされてきた。前王 Edward I の治世が対ウェーの伸張著るしく、中世イングランド王権の絶頂期であったの伸張著るしく、中世イングランド王権の絶頂期であったの伸張著るしく、中世イングランド王権の絶頂期であったのは、対スコットランド戦に勝利を収め、国内的にも王権のたえず側に龍人を近づけたがるという性質は、諸侯の反動で、されば、対スコットランド戦に勝利を収め、国内的にも王権のも掲げ、国王行政の改革(悪しき助言者の追放)を要求の作品であるとされてきた。前王 Edward I の治世が対ウェーであるとされてきた。前王 Edward I の治世が対ウェーであるとされてきた。前王 Edward I の治世が対ウェーレで国王と対立し政治危機を繰り返す。

資の強制的徴用は地方の経済を圧迫し、一三一四年から三Ward I によって征服されたかにみえたスコットランドに対して独立を要求し、たびたびイングランドにがして独立を要求し、たびたびイングランドにを なる人物が現はれ、自ら王と名乗ってイン 軍事面では、対スコットランド戦が基調音をなす。 Ed-

年間にわたってイングランドを襲った大飢饉は住民の窮迫 をつのらせた。

る。 どの様に働くのか、これが本論の一つの大きなテーマであ たのであった。こうした議会、行政機構といったフォー 整理し、各々の職務分野を画定しようとする試みがなされ 革を忘れてはならないだろう。即ち、この時期には、 は、国王派と諸侯派の政争、及び戦争の圧力が大きく鍵を 期、 いう基盤を持たないBFのインフォーマルな主従関係が、 ルな組織が整備されていく時にあって、土地保有上の絆と 握っている。又、国制発展のもう一本の柱として、行政改 て重要であり、この時期、この様に方向が定まった った Edward II 治世は今後の発展方向を決めた時期とし 世紀の間に成長してきた諸々の行政機構や裁判所の間 国制の発展の中心は議会であった。 揺籃期にあった議会は、Edward III の時期にその構 組織、機能が確定するのだが、二つの治世の中間 Edward I

り、Edward I は伯父、Edward II は従兄にあたる訳でChampagne 伯、Navarre 王 Henri の未亡人であった彼は Edward I の弟である Lancaster 伯、Edmund と彼は Thomas of Lancaster の人物について触れる。

Edward II 治世期に於ける Bastard Feudalism

にあっ 彼城の る問題 臣で、 実共にイングラン Derby ではなかった。 ンス王の母にあたるため、 Louis X, Philip V, Charles IV れた異父姉の がら一三二二年、 初 治世の伯中で最長老に 対立と一時的 頭 Lincoln 伯領と Alice と結婚し、 ガスコ べには、 た。 生まれと権 の中で、 伯領、 戦 彼の権力の Blanche 1 親 Joan がフラン Leicester で敗れ、 王的だったようであるが、 父親からは家産とし ド 遂に国王と最終的 な和 力 三〇八年 ユ パによっ 出身の 随 基盤となっ 解 Salisbury 捕えられ、 一三一一年二月の の貴族に Henri あたる Lincoln 伯領を世襲し フランス王家とも強い 頃宮廷を離れ、 てその指導者にな 妥協を国王との間 Piers ス王 Philip たものは高貴な生れ なった。 伯領の二つを併せ Gaveston 斬首された。 といった歴代 に Navarre 決 た Lancaster 裂 . 彼 Henry 諸 Edward Ų 伯 王の 侯派 K は、 に繰り 0 の た。 Borough K 追放 間 最 血 K Edward の 嫁 伯 縁 返 K 立 初 後 フ Z を巡 生 場 許 関 頟 0 n 0 0 を 治 名 は

1

ح

0

時

代

17

関

す

る

古

典

的

著

作

7

Ϊ.

ч

.Tout,

The

Place

Reign

of

Edward

II

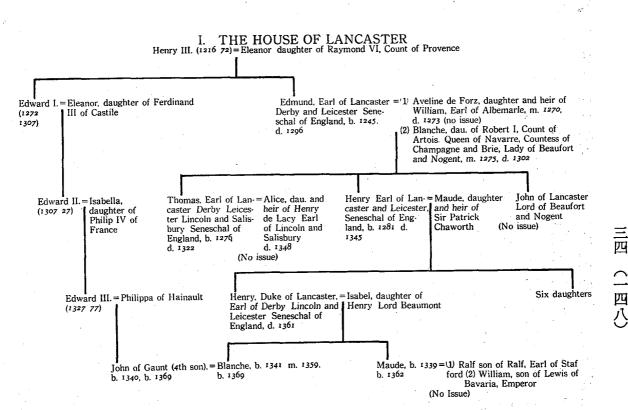
in

English

History

(2nd edn., Manchester, 1936); J.C.Davies, The Baro

註



(S. Armitage-Smith, op. cit., p. 21 より)

nial Opposition to Edward II (Cambridge, 1918)。 これらの王権側からみた政治行政史に対して、Maddicott やれらの王権側からみた政治行政史に対して、Maddicott やれらの王権側からみた政治行政史に対して、家臣や扈従、領地に関
する考慮を分析している。尚最近治世末期に対する関心が高まった。Despenser 親子に関する研究もその一還であるが、
はなく王のどん欲の結果であるとした N. Fryde, The Tyranny and Fall of Edward II (Cambridge, 1979). 同テーマを扱ったM. Buck, Politics, Finance and the Church in the Reign of Edward II (Cambridge, 1983).

- p.261.参照。 (2) 城戸毅『マグナ・カルタの世紀』(東京大学出版会 1980),
- (3) Thomas of Lancaster の本文及び D.N.B. の記事を参

# ■ Lancaster 伯と扈従達 retainers

与えてきた。しかし実際の所、歴史家が用いている史料に々使用され、恰も統一された定義があるかのような印象をが扈従と呼ぶのかこの点を先づ明らかにしたい。 一般 にが にいき これの いや、どんな人物を以って 我々んな人物であったのか、いや、どんな人物を以って 我々

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

歴史家の判断に委ねられていると考えた方が良い。ので、具体的な個々の貴族の扈従を確定するにあたってはよって制約を受け、時代によっても微妙に変 化して いる

い。だが扈従の名を記した他の史料には事てかない。伯の(2) が伯の扈従であったことを示している(当時トーナメント(4) stable トーナメントの出席表は、その中の最大構成 要素 は、貴族や騎士が何の嫌疑を醸すことなく集合できる場所 I 治世末に逆上る、遠征参加人員のリストがある。伯が戦 代わりに土地や年金を与えられた人物のリスト、 死後、彼の居城で発見された文書庫には、勤務を提供する の通り、BF契約を結ぶ最も正式な文書であるが、伯の場 その他、数々の証書や国王の発した赦免状が残っており、 であり、そこで国政改革の案が練られていたと考られる)。 得ていたもののリストを載せている。一三〇九年の ットランド遠征に召集されたものの内、伯の宮廷で扶持を 宮廷出納記録簿 household book は当該年の議会と対スコ 役で保護を要求したもののリストも残っている。一三一八 合四通しか現存せず、契約に言及した 文 書 も 六件しかな た史料は以下の通りである。先づ、インデンチュア。 Maddicott が Lancaster 伯の扈従を確定する際に用 一九年の伯の納戸部会計記録 wardrobe account 及び の戦いの後、 Lancaster 伯 Edward 周

史

John of Gaunt 以前では最も豊富な史料を与えてくれる。 記録が公文書として残ったという二つの偶然が、歴史家に 公 Henry of Bolingbroke が王位を纂奪し、ために同家の の所領が王権に没収されたことと、一三九九年 Lancaster 兵として働いたものも含まれるし、例えば十四世紀後半の 族の家職、法律家、荘官、当面の扶持にありつくために私 むを得ない。広義の扈従として理解される概念の中には貴 と断定するのを許さないのであって、筆者の論述も必然的 建的身分を下へ行けば行く程希薄になり、ある人を扈従だ えられるが、Thomas のインデンチュアにはそのような これらは、後年のサージェント封衰退の結果であろうと考 John of Gaunt のインデンチュアの中には医者、 ても軍務提供を約した貴族、騎士、郷士中心になるのは巳 人々との間に交わされたものはなく、入手しうる情報は封 にその制約を免れない。 しかし、このような史料から確定された扈従が、どうし つは、後年のサージェノー・・・ 料理人、歌手の如き人物と交わされたものもある。 (5)

示し、伯の扈従団のもつ特殊性と時代性とを他の貴族の事家族関係等を分析している。彼の描述に従ってその粗方をそれ以外の情報も入る)、彼らの社会的地位、地理的分布、は説明の為三〇名をサンプルとして抽出し(必要な時には史料から名前の判る約六〇名の 扈 従 の 内、Maddicott

例との比較においてみてみよう。

John de Clavering, Fulk Fitzwarin, William Lat-契約を結んだ。Surrey 伯、Angus 伯そしてスコット imer, Robert Holland, Nicholas de Segrave. 当時, を持っていた期間に召集を受けたのは次の五人である。 召集されるバロン baron by writ は九人。尤も伯と関係 に富裕かつ強大であった。次いで個人宛ての令状で議会に が、それでもこの三人は残りの扈従から比べると、はるか 伯という第一級のランクにふさわしい実力を備 えて る伯の内、二乃至三人が或る時期 ていた John of Gaunt 同様、Thomas は特殊な存在であ 者の中でも、伯身分の者を除くと最も広い土地を持ち(一 議会への召集令状を得るにはそれに見合った収入を持って ンドの Athol 伯である。三人の内では Surrey 伯のみが 将来の Suffolk 伯 Michael de la Pole らを召し抱 の力量故であり、この点では、二人の伯(内一人は実子)、 きたのは、貴族中の第一人者であるという Lancaster 伯 とは云え、これら伯、バロンと主従の関係を結ぶことがで 人平均十二マナー)富裕であったと云えよう。例え一時的 いなければならなかったから、彼等五人は Thomas の従 社会的地位はどうであったか。封建的階梯の最上層 Lancaster 伯と主従

あり、 であった。確かにBFの間係は、最終的には両契約当事者(ii) Reygate の三人である。彼等に共通しているのは何れも も最近の研究は指摘している。だが伯から受ける報酬が年的な関係だけには還元されない共同体が息づいていたこと 異って、彼ら小さき者が伯との関係に入ることは半ば当然 Clif, Adam de Everingham of Birkin, Robert de 有さず、当時増々、 収の1/4~1/3を占めるという三人にとって伯との主従関係 と強制するものではない。又、州の中にはBFの親分子分 者が傍に居るといった地域性も決して人を不可避に関係へ くの州から伯に出仕して昇進の機会を窺っている騎士とは 邦的な圧力が彼等を伯の規道に魅き付けたのであろう。遠 Lancaster 伯の勢力基盤 Yokshire 出身だということで の地位を維持できないのではないかと思わせる。John de マナーを保有していたが、中には殆んど一つのマナーしか なっても尚忠実であった。 は大きな魅力であったから、 の自由意志によって選び取られ、土地保有の伝統も、 その下には騎士の身分が来る。このクラスは平均三つの 伯が居城 Pontefract に長期滞在したため、一種領 金のかかるものになっていた騎士身分 伯の敗北が動かし難いものに 有力

反映していた。サンプル三〇人中、九人がミッド ランド扈従の所領の地理的分布は Lancaster 伯の勢力範囲を

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

徴は、 域性が希薄であるし、(14) shire に利害を持っていたのは三人であり、ウェールズ辺 berland, Westmorland に所領を持っていた。Lanca にさながら全国区の様相を呈していった。 共に、その分け前に与ろうとする数多の人土を集め、 び外交交渉を任されていた Pembroke 伯の扈従団には地 境の住人が三人。伯の全然関っていない州に土地を持って 北部地方の出身者で Northamberland, Durham, Cum-枢にあった Despenser 親子のそれは、彼等の権力掌握と であり、同時代人でありながら、国王の信頼厚く、たびた 遠心的な性格のためである。伯の扈従団の一つの大きな特 と付言しているが、それも中央から遠ざかろうとする伯 て Yokshire 人の占める割合は、実際はもっと多い 筈 だ い。Maddicott はこの結果に関して、個人的な印象 とし いたのはこの辺境住民二名を含めた合計三人にしか過ぎな アに至る地域を中心にし、六人が Yokshire 人、四人 が Warwick といった南ミッドランドからイーストアングリ Hereford, Hertford, Northampton, Oxford, Suffolk 屋敷や最大の所領を持ち、六人が Bedford, Buckingham, (Derby, Leicester, Lincoln, Nottingham, Stafford) このように伯の勢力基盤に根ざしていたということ 治世後半の寵臣として中央権力の中 の

注(6)) が示す通り、おおむね長期だった。数名の者は伯as の場合はどうか。扈従たちが彼に仕えた期間は表(本章 olas de Segrave, Twyford) が九~十五年勤務した。こ はないが、通常の場合充分信頼に足るものであり、一三二は、その内部で時に伯の恩顧を巡った争いが無かった訳で Robert Holland は Boroughbridge で伯を裏切り、 eringham, Huddleston, Lestrange, Stephen and Nichington, Lymesey)が少くとも十五年間仕え、六人(Ev-との関係に入る前に彼の義理の父 Lincoln 伯の従者であ であり続け、 して悪い主人でなかったことを教えてくれる。伯の扈従団 期間がかくも長いものであったということは伯が扈従に対 王方に付くがそれまでの二十四年間出仕していた。勤務の の他三十四年間も Lancaster 家に仕えた騎士もおり、Sir の内六人(Barrington, Clif, Cuilly, Fitzneel, Haver-の、少くとも、それを統御する能力を欠いた王の治世にあ ある次の伯 Henry に仕えた人物も居た。 いし、その絶望的な時に於いてさえ、かなりの扈従が忠実 ったし、伯自身の騎士の中では我々が拠っているサンプル っては混乱を生み出す一要素だと考えられてきた。Thom 一―二年の大団円の前には、 BFの紐帯は従来の史家によって社会の安定 を 破る も 伯の処刑後も一時国外へ逃亡して、 彼の許を離れ た例は殆んど無 彼の弟で 国

> 料で確認されうる限り以下の事例だけである。(1)一三一九伯に勤務しつつ他者から報酬を得ていたものは、現在の史 ーから巨額の報酬も得ていた。 降は司教区の土地管理人であったが Lancaster 伯のマナ maduke は二代にわたる Durham 司教の騎士であり、 たにも拘らず、国王から大赦を得た。 ③ Richard Mar-せを受けていたので Borougbridge 後、 代官 John Dalton は Henry Percy の未亡人から仕 主人の認めたものであったと思われる。 但し、この行為は伯自身の宮廷で行なわれたものであり、 Badlesmere の仕着せ(BF関係の外的表示)をうけた。 年 Robert Holland は Hugh Audley 신 Bartholomew 前、伯の死後、他の諸侯との関係に入ったものはあるが 一三一一年以降は、その評議会のメンバー、一三一四年以 侯との二重契約も Thomas の場合少ない。 又、十四世紀後半、十五世紀には屢々問題となる他の諸 ® Pickering ⊖ 当時伯側で戦っ 伯との関係

的な軍務契約によるものの他は、安定した要素が強く、記の例があるものの、扈従と伯の結んだ契約期間は、一時の弟 Henry 伯に同時に仕えた騎士、主人を三人代えた書かったらしい。Pembroke伯の扈従の中では、Lancasterが強大な権力を後ろ楯として忠誠を勝ち得ていたのではなが強大な権力を後ろ楯として忠誠を勝ち得ていたのではながの諸侯の場合も相似た情況であり、Lancaster伯のみ

Lancaster 伯の扈従のそれと同じような傾向を示した。
N.Saul も Gloucestershire に於ける調査の結果から、N.Saul も Gloucestershire に於ける調査の結果から、N.Saul も Gloucestershire に於ける調査の結果から、こち言を言わしめた「移ろいやすい関係」はないようだとこち言を言わしめた「移ろいやすい関係」はないようだとこち言を言わしめた「移ろいやすい関係」はないようだとであっては、幾人かの史家をしてBFの「不安定さ」とかと要であろうし、Lancaster 伯の事例でも、より丹 念な必要であろうし、Lancaster 伯の事例でも、より丹 念な必要であろうし、Lancaster 伯の事例でも、より丹 念ないかし現今の我々の事例でみる限り、この時代のBFは、から、Lancaster 伯の直従のそれと同じような傾向を示した。

内であった。Lancaster 伯の例でも、そして地域性が希できよう。その他扈従団それ自体の団結、統一感といったできよう。その他扈従団それ自体の団結、統一感といったできよう。その他扈従団それ自体の団結、統一感といったできよう。その他扈従団それ自体の団結、統一感といったできよう。その他扈従団それ自体の団結、統一感といったできよう。その他扈従団それ自体の団結、統一感といったできよう。その他扈従団それ自体の側と同様、扈従の側でもできる結婚の形であった。従って彼らは信頼できる結婚の相手、土地譲渡のパートナー、要素も働いている。当時、主人の側と同様、扈従の側でもできよう。

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

係が強化されたことが検証されている。 係によって扈従団の連帯が強まり、結果的に伯に対する関薄だと云われる Pembroke 伯の例でも結婚関係、親族関

## 註

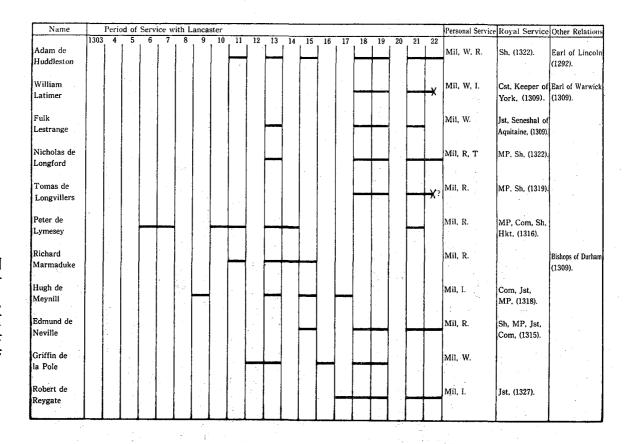
- (m) Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 40-43
- 密な拘束規定を盛り込んだ契約を交わし、形式を付け加える然の作用で文書が残らなかったのかもしれないが、恐らく厳の友人とも云うべき Sir Robert Holland もその一人。偶(2) 最も正式ではあるが、最も伯に近い従者が、この契約文書

三九 (一五三)

との緊張が高まって関係修復のため教皇使節らによって弥縫 4s. 0d. を の間、 と Sir William Latimer との間に契約が為されたことを のインデンチュアは Lancaster と Leicester の伯であり、 紹介しよう。文書は以下の項目に分けられる。「'H契約者…こ ばれ、唯一オリジナルで現存するインデンチュアを要訳し、 事態であった。今、試みに York の旗持ち騎士との間に結 を拡大するためであったと考えられる。何れも拘束が必要な る。これは当時試みられた対スコットランド遠征の為、手勢 (ibid., p. 203.)、 残りの一つは一三一九年五月に結ばれてい の試みが為されていた一三一七年に結ばれていることを記し 必要がなかったのであろう。六件の言及の内、五件は伯と王 ド、ウェールズに於いて、国王に対する忠順を除いて、他の 仕を提供する。イングランド、スコットランド、アイルラン を受け取る代わりに William は一生の間、和戦を問わず奉 って William に Sedgebrook (Lincs.) のマナーを一生涯 証するものである。日報酬…伯は割符となったとの証書によ イングランド宮宰 Seneschal Dengleterre である Thomas するために年 & 1,000 を受ける。戦場のその他の諸経費に就 士、一〇人は騎士である。戦場に於いて、自らの宮廷を維持 士を供出するが、その内の一人は、自分以外の旗持ちの騎 余人に対しては伯の側に立って戦う。四〇人の完全歩装の兵 (Hunts.)から与え認めるものである。 ||軍事義務……報酬 年 20 mark を Raund (Northants.) から、£33 Huntington から、 £40 杉 Godmanchester

人。」(この文書の全文は Holmes, op. cit., pp. 122-3.)

- 訳ではない。 Maddicott はこの中の全ての人物を扈従だと確定している(3) ibid. はこれらのリストも載せている。pp. 134-42. 只
- (4) Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 101-2.
- (い) McFarlane, 'Bastard Feudalism', pp. 166-7
- (6) この三〇名については、Maddicottが Oxford 大学に提出した博士号請求論文に簡単な伝記が付されている。 *Thomas of Lancaster*, 1307-22. (Oxford D. Phil. thesis, 1967, deposited in the Bodleian Library), Appendix 4, pp. 542-559. 筆者は博士の御厚意により複写、利用の機会を与る。〔表の見方〕五つのコラムがある。左端は扈従の氏名。次る。〔表の見方〕五つのコラムがある。左端は扈従の氏名。次はその人物が Lancaster 伯に仕えた期間を棒グラフで示はその人物が Lancaster 伯に仕えた期間を棒グラフで示ける。



四一(二五五)

四二(二五六)

史

Name		Perio	od of	Serv	ice w	ith L	anca	ster													Personal Service	Royal Service	Other Relation
	1303		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22			
William de		1	ĺ	ļ	1	1	[			1						[ ]					Mil, R.		
Roos of Ingman-				Ī			ĺ															i	
thorp																							
Nicholas																					Mil,	Marshal, Cst,	
Segrave					Π																	(1308).	
Stephen		ŀ																			Mil, W. R.	Com, Cons, (1322).	
Segrave				ļ		_				l												·	
<b>4.</b> 4 4.		Ì														l ,					Mil, I.	Sh, (1324).	
Adam de Swillington																				-		(1021)	
_				1	-																,		
Roger de				ł			<u> </u>		_		<u> </u>	_			•						Mil, W, R.	Hkt, Cst. (1317).	
Swinnerton		1																					
William		1																			Mil, R.	Hkt, (1313).	
Tuchet																							
John de		ŀ																			Mil, W, R.	MP, Com.	Henry of Lancaste
Twyford										·					· '							-	(1328).
Thomas															İ						Mil.		Henry of Lancaste
Wither																							(1328).
¥.	l																						
	L	<u> </u>	L_	1	Щ.	L	L	L	<u> </u>	نـــــا	L				Ц_	<u> </u>	L	<u> </u>	L	L	L	L	<u> </u>

## 人との関係に入った年。 人との関係に入った年。 人との関係に入った年。

## 〔三・四コラムの略号〕

て土地を保有するもの、W証書の証人。けとったことが確認されるもの、T伯との封建的関係によっ仕、遠征に参加、R伯からの封禄として、地代収入、年金を受取り交わしたインデンチュアが残っているもの、Mil軍役奉3:Cons 伯の城の城代、Cst 管財人、EM 荘官、I 伯と

(r) Maddicott, Thomas of Lancaster, p. 56; Holmes, op. cit., pp. 140-42.

没収担当官、Jst 刑事巡回裁判官、Hkt 宮中騎士、MP 庶民

4:Com徴兵担当官、Cons王城の城代、Cst管財人、Esch

院議員、Sh州長官。

- (8) Lancaster 伯と戦時に於いて八〇人の兵員を供給する契約(8) Lancaster 伯と戦時に於いて八〇人の兵員を供給する契約99,108; Somerville, op. cit., p. 26.
- (の) Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 56-7. 尚とれらのバロンの経歴については The Complete Peerage, ed. D. E. Cokayne, revised by Vicary Gibbs 他(London, 1910-57). の各々の記事を参照。
- (\(\mathbb{G}\)) S. Armitage-Smith, op. cit, p. 440.
- (X) Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 57-8.
- (12) 州を共同体としてみる視角は既に古くは Maitland にみられる (F. Pollok and F. W. Maitland, The History of English Law, i (2nd edn., Cambridge, 1898), p. 534.)。 McFarlane の論文にも、それについて言及した箇所があるが ('Bastard Feudalism' p. 170.)、門下生の中に、その共同体とBFの扈従団との関係を意識した研究が幾つかあらわれている。例えば、十四世紀についてはやはり J. R. Maddicott, 'The County Community and the Making of Public Opinion in Fourteenth-Century England', T. R. H. S. 5th ser. xxviii (1978); N. Saul, Knights and Esquires: The Gloucestershire Gentry in the Fourteenth Century (Oxford, 1981) も特に第四章で、この問題か手む。

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

- (A) Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 54-5.
- (14) 四○~五○人が Pembroke 伯の恒常的な扈従だと見做されるが、その内でも Pembrokeshire ② palatine land 出lips, Aymer de Valence, pp. 257-9.).
- (4) N. Saul, 'The Despensers and the Downfall of Edward II', p.9; cf. do., Knights and Esquires, pp. 79-80.
- (16) 前者は Stubbs 以来の伝統史学であり、例えば J.E.A. Jolliffe, The Constitutional History of Medieval England (London, 1937). ff. 422; H.M. Cam, 'The Decline and Fall of English Feudalism', History xxv (1940). 後者は McFarlane や Dunham の立場を想起されたい。これらに対し、BF全般ではないにせよ、インデンチュア制度の持つ安定性を最も強調していたのは N.B. Lewis であった。'The Organisation of Indentured Retinue in Fourteenth-Century England', T.R.H.S. xxvii(1945). (17) 以下の叙述は Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 61-2. に拠る。
- えられている。Davies, op. cit., p. 504; South Lancashire caster 伯から騎士封を保有する従者であったが、一三一五年伯に対して乱を企てた。その主たる原因が、義理の兄弟関係の記述 Adam Banaster の乱。この人物は元々、Lan-

四三(一五七)

in the Reign of Edward II, ed. G. H. Tupling (Che-

四四四

二五八

tham Soc. 3rd ser. i, 1949). pp. xlii-xlvii; Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 174-7; Annales Paulini in the vol Lof Chronicles of the Reigns of Edward I and Edward II, ed. W. Stubbs (R. S., 1882), p. 279.

- 例に関しては N.Fryde, op.cit, p.75. も言及。(9) Maddicott, Thomas of Lancaster, pp.64-5; (2) の事
- (A) Phillips, Aymer de Valence, pp. 256-7.
- (A) Saul, Knigts and Esquires, pp. 92-5.
- 2) 従来、主人と扈従という縦の関係が強調されていたBF研究に対して、C. Carpenter, 'The Beaucham Affinity: a study of bastard feudalism at work' E. H. R. xcv (1980); 尚、我が国に於いても、一九八五年七月六日のイギリス史研究会で、東京大学の新井由紀夫氏により、同視角に立った研究報告が行なわれた。『十五世紀前半のイングランドにおける告が行なわれた。『十五世紀前半のイングランドにおけるGentry と Affinity』
- (3) Lancaster 伯については Maddicott, Thomas of Lancaster pp.58-61; Pembroke伯については Phillips, Aymer de Valence, p. 256.
- (선) McFarlane, 'Bastard Feudalism' pp. 173-6

## ■ Edward II 治世期 "Bastard Feudalism" の性格

A、議会、行政機構との結び付き

A、議会、行政機構との結び付き

A、議会、行政機構との結び付き

最も良い例は Norfolk のジェントリであった Paston 家ている支配の一形態である。そして、中世に於いて、そのして下院に送り込み、彼等を通じて議会を操ったといわれて、自らの息のかかった地方行政官、司法官などを扈従と族が中央政界に於ける発言力を強めるための手 段 で あったづ議会のパッキングはあったか。パッキングとは、貴

Suffolk 公の例であった。 の往復書簡、Paston Letters が示す通り Norfolk 公と

結論であろう。 であり、彼等を扈従として議会へ送り込むためには、 といった大貴族でさえ一目一目も置かねばならなかった筈 たことを軽んじているが、それでもやはり、選挙干渉の事元に居ながら、彼の権威に屈することのなかった人物も居 Armitage-Smith の John of Gaunt の記述は余りに彼 Thomas より半世紀後の Lancaster 公、John of Gaunt き殿様ぶり」"good lordship" よりも巧みな術策、換言すれば、彼等の仕事に見合う「良 に優れて、州の敬意を集めていた彼等には John of Gaunt の中には、殆んど貴族同様の家があり、法に通暁し、 実自体は否めない。只、経済的側面からみても、下院議員 の支配力を強調し過ぎていて、地方郷紳の中には、彼の膝 書かれた年代記 Chronicon Anglie を利用して書かれた と思われる。このことに関しては、John に敵意を持って は一再ならず、自分の命令だけで下院議員を選出していた った所が大体、現在の学界でコンセンサスを得られている Lancaster 家の例で言うと、我々が対象としている が必要であった。こうい 実務 強制

うか。この時代を取り扱った研究では先づ Lapsley のもさて、それでは Edward II 治世下の情況はどうであろ

跡は無いと結論付けた。 する政治的動機を以って従者の選出に一貫した試みをした ため、そして好意的な世論の形成のために、時折議員選出 (2) 当時、貴族達が、議会内で決定した事項に同意を求める 族達が無関心ではいられなかったであろうことを指摘し、 挙の在り方が異なること、後者の場合には、選出に際し貴 Hereford 伯等の有力貴族が権威者となっている州では選 が分散し圧倒的な権力者のいない 州と、Pembroke 伯 味した。その結果、 の選挙にどの程度、有力者の政治的圧力が働いたのかを吟 選出議員の社会的、政治的背景を明らかにして、この時代 革勅令廃止)に関し南ミッドランドの五州を対象として、 准)、一三二一年(Despenser 親子追放)、一三二二年(改 のがある。氏は Edward II治下、政治的画期となった に気を配りはしたものの、3自らの勢力を拡大させん、 (Lancaster 伯の絶頂)、一三一八年 (Leake 協定 つの局面、 即ち一三一一年(改革勅令発布)、一三一六年 ①国王、複数の有力貴族の間で勢力

のである。その内訳は Sir Edmund Neville が四回、席を占めることのできた伯の支持者は六人にしか過ぎない々の予想に反してパッキングの形跡を辿ることは難しい。 Lancaster 伯のフランチャイズ、Lancashire でも、我

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

Sir William Gentil が二回、残り四人が一三〇七年から伯の亡くなるまでの十四回の議会(つまり二十八議席)の四回の議会一三一六年一月、一三一八年一〇月、一三二の四回の議会一三一六年一月、一三一八年一〇月、一三二〇年一〇月に議員が二人共入れ替わり、新顔が入ってきたの四回の議会一三一六年一月、一三一八年一〇月、一三二〇年一〇月に議員が二人共入れ替わり、新顔が入ってきたことを考えると伯のコントロールは予想以上に小さかったことを考えると伯のコントロールは予想以上に小さかったことを考えると伯のコントロールは予想以上に小さかったことを考えると伯のコントロールは予想以上に小さかったことを考えると伯のコントロールは予想以上に小さかったと云わざるを得ない。

一三一四年九月)、Henry de Glastonbury(Somerset、上面m、一三一九年五月)。この内の半数である四人はたった一回、選ばれただけであった。更に否定的な証拠をあげた一回、選ばれただけであった。更に否定的な証拠をあげるならば、Lancaster 伯は、一度の議会に三人もの 扈従を数えたことは一三一八年の York 議会 きりで あり、(Twyford, Neville, Glastonburyの三人)、治世初めの(Twyford, Neville, Glastonburyの三人)、治世初めのでの代表者を持っているような州は一つもなく、しいてそれに近い例を挙げるとすれば、一三一四年、一五年 Cuillyを、一三一六年に Lymsey を選んだ Warwickshire とを、一三一六年に Lymsey を選んだ Warwickshire ということになる。

この時代、少くとも Lapsley によって明らかになった のに関する限り、議会に於いてコモンズを左右することは 重要だとは考えられていなかったようである。事実、一三 二二年 Thomas が Boroughbridge の戦いで国王軍に敗れ、起訴された時の罪状にも、「多数の武装した従者を引き連れて国王の議会に現れ、議会の開催を阻止した」旨の が罪は為されているものの、選挙に干渉したという記述は みられない。

それでは、何故、Edward II 治世下では顕著なパッキ

り 命し、州の請負料 farm of the county を独占し、郡、(空) 相の請負料 farm of the county を独占し、郡、時 Lancaster 伯は世襲の州長官として、その代理人を任 では絶大な権力を行使していたのである。かかる情況の内 州裁判所の収益を受け取り、郡の代官を任命する程、(3) 定を妨害、遅延する自信が貴族の側にあったればこそ、 ング現象がみられなかったのであろうか。一つには、 を、速やかならしめることができたという公算 は大で あ あるが)、自分がイニシアチブを取って下した決定の 遂 行 それとは逆に、伯が中央で活躍していた時期(短期間では 定の実行を妨害、遅延させることも可能であったろうし、 では、選挙干渉の必要なく中央で決まった自分に不利な決 無かったという説明ができる。Lancashire の話だが、 えて州選出議員のパッキングにそれ程の腐心をする必要が 州に戻り、決定を報告した後の執行レベルで、中央での決 国政の場で何が討議されようと、議員たちが選出母体の この様な方向を指向していたと考えられる。 特に、絶えず中央から離れて孤立を好んだ 伯の 性格 同州 中央 当

分子が廃除されて、貴族が請願者からその審査者に、代わII 治世期は、諸侯反 対派の活動の結果、議会から役人的於ける庶民院の地位の未確定ということである。 Edward個別的理由を別にして、もう一つ考えられる理由は議会に以上のような Lancaster 伯特有の支配体制に起因する

会を操ろうと考え出すのもこれ以降のことである。 し、だからといって議会に出席したコモンズが、自らの力 Ordinerに改革の綱領を作らせる権限を認めさせたのも、 族がコモンズの有用性に気付き、何らかの手段を以って議 慣行となった Edward III 治世を待たねばならない。 苦情の解決と、その法制化を図るという取り引きが一種の と課税同意原則が結合し、コモンズは苦情の解決を条件と モンズが共同請願という形式で提出する国民の苦情の解決 の増大を感じたのはこの時期ではなかった。それには、 の制定法手続が基礎づけられる重要な 画 期 で ある。 の同意と王の裁可を得て制定法として発効するといった後 てそれに対する国王の回答がそのまま 法案 に、この方法によるものだった。※(補注) にあった。一三一〇年二月勅令起草諸侯委員会the Lords れて議会へ行き、力を誇示して国王に要求を吞ませる段階 も、もっとプリミティブな段階、即ち武装した扈従を引き連 キング等という手の込んだまことしやかな策を弄するより が発達途上にあった Edward II 治下の 貴族 達は、 して課税同意を与え、国王は課税同意を条件にコモンズの ってコモンズが請願者となって登場してくる時期、 一三二一年八月、Despensers 追放を勝ち得たのも、 となり、 ノペ ツ

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

shire の場合を除外して、伯の扈従の中では六人が州長官 のはたったの二人である。即ち、Peter de Lymesey は一として活躍したが、伯と関係を持っていた時期に職を得た た。国王の令状を執行し、陪審員の選任をし、土地の差し あったが、わずかにこの二名だけでは、同職の操作に伯が政府に参与して、行政改革、人事移動を行った時の任命で shire 及びStaffordshire の州長官であった。William である。徴兵担当官に協力して兵士も集めた。Lancaster 押えを行い、法外追放を宣告し、州裁判所を主宰する役人 権が狭められてくるとは云え、依然州長官 sheriff であっ を占めるのは、 Trussell は一三一四年一一月~一三一六年 一 一月 まで 三一六年の一一月上旬、Warwickshire, Leicestershire 伯が世襲の州長官としてその代理人を任命できる Lanca 興味を持っていたとは考えられない。 ランド戦に敗れた後、国王が伯に助言を要請し、伯が中央 の場合、一三一四年、Bannockburn に於ける対スコット Warwickshire, Leicstereshire の州長官を務めた。 の州長官であり、一三一八年の三月から五月 まで Shrop-次に地方行政機構に着目する。 年、Yorkshire の州長官職にあり、Thomas de Long-Lancaster との時代以降の治安判事職抬頭で次第に職 伯の扈従になる以前の一三一〇~一 その中で最も重要な位置 との他には John 後者

> 州長官となった。 willers, John Lilburn,John de Swinnerton は伯の死後

過ぎない。この数字は Lancaster 伯に比べれば多いには三名の内、明らかに彼らの扈従であったものは八名にしか のもあり、そこでは政治的影響力が働いたのであろう。ないにも拘らず、Gloucester 州の長官職に選出された ろう。確かに、彼らの扈従の中には州内に勢力基盤を持た caster 伯の対極に位置する人物と云って差しつかえ 契機となってしまった人物である。国王の最も近くにあっ 権力をふるい、それがために一三二六年、Edward 廃位の 彼らは Edward II 治世最後の、しかし最大の寵臣として で、比較の対象として Despenser 親子の例を挙げておく。 と地方とのパイプとして使ったであろうという点で、Lan-て、その意志さえあれば自分の望む者を州長官にし、 とろか、<br />
既に州長官の職を得ていた<br />
扈従を軍務のために 考えると、 違いないが、国王に代わって国政をみていた彼らの立場を ころが彼らの権力の全盛期にあたる一三二一年一○月から から解き、その代わりの者を任命しなかったこともあっ して州長官の任免を操作しようとした形跡も無い。 一三二六年一〇月までの間、州長官となった者の総数七十 Lancaster 伯の例を以って時代の典型とはし 少ないと云わざるを得ない。彼らが国王を動 難 それど な も 中央 たも か の か

伯一人ではなかったことを物語っている。 意識的に州長官の任免を利用しなかった主人が Lancasterた。これらの事実は、この時代、勢力の維持、拡大のため

たって、Lancaster伯の扈従を州長官以外の地方官職に就いてみるならば、Peter de Lymesey, Hugh de Meynill, John de Haverington が、徴兵担当官 commission of array として活躍し、John de Clavering, Peter de Manley は北方の防衛に顕著な働きをし、Robert Fitzmiel と John Eure は、時折刑事巡回裁判官 oyer and terminer となった。この様な職務は、当時、地方ジェントが、下級貴族からのみ期待できた仕事であり、恐らく彼等が、Lancaster 伯の扈従団の成員でなくても果たしたと思われる職務であるが、国王側にとっても地方行政を円滑に行うためには彼らの協力が不可欠であった。

まだ国王の強力な支持者であった時にチェスター守護官を記していた。彼は一三〇七年八月、Lancaster伯が、Robert Holland という人物であった。彼については後の数は、もっと少なくなる。その稀有な例の一つがた扈従の数は、もっと少なくなる。その稀有な例の一つがく結ばれていた。彼は一三〇七年八月、Lancaster伯が、く結ばれていた。彼は一三〇七年八月、Lancaster伯が、く結ばれていた。彼は一三〇七年八月、Lancaster伯が、く結ばれていた。彼は一三〇七年八月、Lancaster伯が、これら地方のレベルよりも重要な国家の要職にありついてれら地方のレベルよりも重要な国家の要職にありつい

かなりの収入源であったと思われる。 二年一月)が、どちらも伯が宮廷で 比 較 的 影響力を持っ(タキ) Justice of Chester の要職に任命され、その後、 Holland は差額を丸々、懐に入れることができたし、時 えば一三〇二一三年の Chester の歳入は実質 & 1700、次 上の利益は大きかった。その官職保持者は年間 には一三二二年の様に国王が請負料の全額を免除してくれ の数字が入手できる一三五〇—一年には & 1600 であり、 請負料を国王財務府へ納入しなければいけなかったが、 ている時期であった。この役職が Holland に与えた経済 年一二月頃——三一二年一一月、一三一九年二月——三三 った。彼はこの後、同職に二回就くことになる(一三一一 革派のリーダーになると、<br />
一三○九年一○月退職するに至 £1000 6 伯 が

Nicholas de Segrave は一三〇八年三月イングランドである。彼の実の兄である John de Segrave の場合はもだろう。彼の実の兄である John de Segrave の場合はもに外地にいる際の軍隊中で犯された犯罪に対して裁判権をに外地にいる際の軍隊中で犯された犯罪に対して裁判権をにか地にいる際の軍隊中で犯された犯罪に対して裁判権を任命していることから考えて、この時も名誉職であり、軍隊、特にのであろうが、彼も又、財務府の中に下僚たる代理人を任命していることから考えて、この時も名誉職であったの任命していることから考えて、この時も名誉職であったの任命していることから考えて、この時も名誉職であったの任命していることから考えて、この時も名誉職であったの任命していることから考えて、この時も名誉職であったの任命していることから考えて、この時も名誉職であったのは、特別に対していることが、は、対していることが、対している。同職は通軍務的といる。

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

史

態であり、 の持つ俸禄配分 patronage に与る必要が無いという前提 によるところが大きかった。一説に依ると病気だったと云 場合には時代の相の反映であったが、多分に伯自身の性格 していたからこそ、敢えて叛乱を起こし得たのでもあった。 が満たされていなければならず、実際伯がこの条件を満た 国王から独立した一大権力として存立するためには 政府と協力して働こうとはしなかった。逆説的に云うなら、 トランドに敗れた後、中央で権力の絶頂に居た時も、国王の な傾向があり、Bannockburn でイングランド軍がスコッ :れるが、伯には中央の政界を嫌って自領に引き籠りがち<sup>(3)</sup> 以上述べてきた様に、Lancaster 伯の扈従の中に 特に中央官職に就いたものが少なかった。それはある Lancaster 伯も本来は国王の俸禄配分の 貴 重 それは治世の進む内に結果として招来された事 国王 は要

し、そもそも一三一一年の改革勅令の最大の眼目も寵人の狂わせ、それを自分の従者のために活用したからである を制御しようとすることにあった。 (3) 追放と寵人によって左右される国王の恣意的な官職任 に代理人を任命する権利を持っていたように、自分も宮室世襲の侍従武官長 Constable として、国王の財務府の中 wick 伯が世襲の式部官 Chamberlain, Hereford 伯が していることである。この事件が意味するところは グランド宮宰 the Steward of England の全権能を要求 York 議会で Leicester 伯に伴う名誉称号として、 国王俸禄配分の正当な(と貴族が思い込んでいる)配分を Piers Gaveston が貴族達の怨嗟の的になったのは、 拠にはなろう。それだけ利権は大きかったのである。 問題に関して無関心ではいられなかった、ということの証 伯の期待は空しいものに終ったが、少くとも俸禄配分権 て、関係諸官庁に調査を命じ、回答すると答えただけで、 府の粛正をしようとするものであった。国王はこれに対し を任命する権利を請求し、自分の従者を同職に就けて宮内 の代理である宮内府長官 the Steward of the Household 者のために活用しようと図りもした。一例が一三一八年 正当なる配分を受ける権利があるとして、それを自分の従 さを知る人であった。 自分達生まれの高貴なる者は、そ War-

- (1) McFarlane, 'Parliament and Bastard Feudalism; 森岡敬一郎「十五世紀 Commons の一側面」、『史学』30-2.
- (\alpha) John of Gaunt, pp. 137-8.
- (3) 例えば Sir Robert Clifton。 一三八二年五月と一三八三年二月の二回、Lancashire 選出の議員に選ばれた人物であるが、John of Gaunt に出仕しない許りか、Richard II の籠臣 Ireland 侯に与して、一三八八年の Radcot Bridgeで公の側と戦い 逮捕されている。(McFarlane, 'Bastard Feudalism', p. 170)
- (4) この言明をするにあたって、Armitage-Smith 以降の以下の研究、叙述を参考にした。J.C. Wedgwood, 'John of Gaunt and the Packing of Parliament', E. H. R. xlv (1930), pp. 621-5; H. G. Richardson, 'John of Gaunt and the Parliamentary Representation of Lancashire', Bulletin of the John Rylands Library xxii (1938), pp. 175-222; A. Tuck, Richard II and the English Nobility (London, 1973) pp. 23-4, 40; G. Holmes, The Good Parliament (Oxford, 1975), pp. 184-6; J. R. Maddicott, 'Parliament and the Constituencies, 1272-1377', in The English Parliament in the Middle Ages, ed. R. G. Davies, J. H. Denton (Manchester, 1981), pp. 74-5.
- (10) G. Lapsley, 'Knights of the Shire in the Parliaments

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

- of Edward II', E.H.R. xxxiv (1919), pp. 25-42, 152-71.
  (6) 一三一八年八月九日、Lancaster 伯と国王を代弁した諸侯達との間に結ばれた和解協定。伯と王の険悪な対立関係を中断させる。この時「中間派」と呼ばれる穏健グループが活躍。J.G. Edwards, 'The Negotiating of the Treaty of Leake, 1318', in Essays in History presented to R.L. Poole, ed. H. W.C. Davis (Oxford, 1927); B. Wilkinson, 'The Negotiations preceding the "Treaty" of Leake, August 1318', in Studies in Medieval History presented to F.M. Powicke, ed. R. W. Hunt 他(Oxford, 1948); J.R. S. Phillips, 'The "Middle Party" and the negotiating of the Treaty of Leake, August 1318: A Reinterpretation', B. I. H. R. xlvi (1973).
- トを記す。 り 以下に Edwasd II 治世の Lancashire 選出選員のリス
- ・名前の下に線のある人物は Lancastr伯の 扈従
- であったろうと思われるもの。・名前の左上端に〇のついている人物は、恐らく伯の支持者

H. Hornyold-Stricland, Lancashire Members of Parliament, 1290-1550 (Chetham Soc. N. S. xciii, 1935), pp. 110-11. より作成。 扈従の区別は Maddicott, Thomas of Lancaster の pp. 51-2. を参考。但し、同書は Neville とGentil 以外の名前を明記していないので、その他の人物はHornyold-Strickland の中の情報より筆者が判断した。

	err err		. 15	And the second s
Year	Parliament	Place to which summoned	Date for which summoned	Name
1307	1 Edw. II	Northampton	13 Oct. 1307	Matteus de Reddeman Willielmus le Gentil
1311	5 Edw. II	London	8 Aug. 1311	Thomas de Bethum Willielmus le Gentil
1312	5 Edw. II	Westminster	20 Aug. 1312	Henricus de Trafforde Ricardus le Molineaux, de Crosseby
1312-13	6 Edw. II	Westminster	18 Mar. 1312-13	Willielmus de Bradeschagh' Edmundus de Dacre
1313	7 Edw. II	Westminster	8 July 1313	Rudulphus de Bykerstath Willielmus de Slene
1313	7 Edw. II	Westminster	23 Sep. 1313	Henricus de Fighirby °Thomas de Thornton
1314	8 Edw. II	York	9 Sep. 1314	Thomas Banastr' Willielmus de Slene
1314-15	8 Edw. II	Westminster	20 Jan. 1314-15	Willielmus de Bradeshagh °Adam de Halghton
1315-16	9 Edw. II	Lincoln	27 Jan. 1315-16	Johannes de Lancastr' Willielmus de Walton'
1316	10 Edw. II	Lincoln	29 July 1316	°Rogerus de Pilketon Johannes de Pilketon
1318	12 Edw. II	York	20 Oct. 1318	Edmundus de Nevill' Johannes de Horneby
1319	14 Edw. II	York	6 May 1319	Willielmus de Walton' Willielmus de Slene
1320	14 Edw. II	Westminster	6 Oct. 1320	°Gilbertus de Haydok' °Thomas de Thornton
1321	15 Edw. II	Westminster	15 July 1321	Johannes de Horneby, junior °Gilbertus de Haydok'
1322	15 Edw. II	York	2 May 1322	Edmundus de Nevill' Johannes de Lancaster
1322	16 Edw. II	York	14 Nov. 1322	Ricardus de Hogton Gilbertus de Singilton
1323-4	17 Edw. II	Westminster	23 Feb. 1323-4	Edmundus de Nevill' Gilbertus de Haydok
1324	18 Edw. II	London	20 Oct. 1324	Willielmus de Slene Nicholaus le Norrays
1325	19 Edw. II	Westminster	18 Nov. 1325	Willielmus de Bradshaghe Johannes de Horneby
1326-7	20 Edw. II	Westminster	7 Jan. 1326-7	Edmundus de Nevill' Ricardus de Hoghton

8 みると、一三二〇年、州長官 William Gentil が、「共同体 Edward II p. 119. © Coram Rege Roll, m 32 (72) & 参考)。 ③ Tupling, South Lancashire in the Reign of 伯の手の者として一三一三年一○月一六日、国王から赦免を 伯の扈従。とすると、これは選挙干渉に対する伯の意志の現 の同意無く」二人の人物を選出したという記事がある。彼は ったが、両名共 Piers Gaveston 殺害に関して Lancaster Bradshagh と Rudulphus de Bickersteth は叛乱に加わ らである。事実、上のリストに挙っている Sir William の仲間をそれ以前では伯の支持者と見做した方が妥当だか の叛乱以前は伯の扈従であったから(Ⅱ章の注18参照)、彼 51-2. に基づいているが、二つの点で言及の余地がある。(1) 自分や、友人を選出しようとしたのは、上からの操作による 文の中で、説得力に富んだ説明をしている。即ち「州長官が うにみえたが(Thomas of Lancaster, p. 52.)、最近の論 治的動因も認められぬ」としか説明せず等閑に付しているよ 得ているのである(Hornyold-Strickland 当該人物の項を には思われる。というのも Adam Banaster は一三一五年 十四回の議会中、伯の支持者の数はもっと増えるように筆者 のではない。当時発達してきた請願によって、自分、下僚の われではないのか。Maddicottは、当初、そこに「何の政 行っている悪事、不正を中央に報告させないためである」と ('Parliament and the Constituencies, 1272-1377', pp. 以上の論述は Maddicott, Thomas of Lancaster pp.

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

73-4, 77-8.)°

- (5) Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 63-4.
- (10) ibid., pp. 52-3. 同書は一三二二年、Boroughbridge 後の起訴状として Foedera の中の次の文言を載せている。「(伯は)有像無像の輩を身辺に集め、武装して国王陛下の議会に押しかけて、王が議会をお開きになられるのを再三妨げた。」また「(一三一八年の York 議会に関して)数多の兵を引き連れて、自らと前段で述べたる悪行を犯したる者、凡そ千人の従者に至るまで赦免せよ、と国王陛下に強要した。」T. Rymer, Foedera, Conventiones Litterae, ed. A. Clarke and F. Holbrooke, II (London, 1818). p. 479. 但し筆者はこれを Hague Neavlme 版、三版 (reprinted, 1967), II, part 2, p. 41. によって確認。
- (1) これに対して、これ以降の年代記、断罪の書の中には選挙 一渉に関する記述が明示される。 John of Gaunt の例は前 H.G. Richardson, 'John of Gaunt and the Parliamentary Representation of Lancashire' pp. 206-7, 215.
- (A) Davies, op. cit., p. 311.
- (3) Maddicott, Thomas of Lancaster, p. 36.
- ○)、pp. 46-8. に負うところが大きい。
  代議制と議会制」『講座世界歴史』一一(岩波書店、一九七) この段落を書くにあたっては、城戸毅「イギリスにおける
- (15) Maddicott によると、この現象が現れ出すのは一三七〇

五三(一六七)

man, The Loyal Conspiracy: The Lords Appellant under RichardII (London, 1971), p. 23.)° 年の議会には武装した両者の従者が押しかけた(A. Good・ 会へ来ないようになったという訳ではない。一例を挙げれば ※補注:こう書いたからといって、後の時代、武装の兵が議 Lancaster 公と Northumberland 伯が対立した一三八一

- <u>16</u> この段落の事実は Maddicott, Thomas of Lancaster,
- 17 ibid., p. 165.; 参考として Tout, op. cit., pp. 90-3
- 18 N. Saul, Knights and Esquires, p. 112
- (9) Do., 'The Despensers and the downfall of Edward II', pp. 16-9.
- 20 くるようになるのかもしれない。だが、今の所、以下の理由 州長官任期についての改革があり、それ以降、殆んどの場合 国王との親近度の相異。②Hastings の例がインデンチュア で数字だけによる安易な比較を避ける。①各貴族間の性格、 (pp. 52-3.)、州長官職任免も次第に中央貴顕の手に握られて が時代が過ぎるにつれ金銭からパトロネージに移るとすれば を交わした扈従のみに限定されていること。(3)一三七一年、 は Dunham, op. cit. によって Lord Hastings の例が判 っている (p.37.)。彼の説の通り、扈従に対する報酬の形態 とれ以降の時代についてはどうなのか。十五世紀について

## 五四 二六八

理であること。 一年任期になったこと。従って州長官ののべ人数の比較が無

- (ম) Maddicott, Thomas of Lancaster, p. 63
- 22 p. 462. Do; 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland
- (A) Tout, op. cit., p. 337; P. H. W. Booth, The Financial Chester 1272-1377 (Manchester, 1981), p. 59 Administration of the Lordship and County of
- (집) Maddicott, Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland' pp, 465-6; P. H. W. Booth, op. cit., p. 61.
- 25 Maddicott, Thomas of Lancaster, p. 63
- 26 England, (Cambridge, 1908), p. 266. 邦訳、小山貞夫『イ ングランド憲法史』(創文社、一九八一)、p. 353. F. M. Maitland, The Constitutional History of
- 27 Davies, op. cit., p. 312.
- 28 Tout, op. cit., p. 320.
- 29 ibid, p. 346.
- 30 Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 331-2
- 31 ibid., pp. 241-3; Tout, op. cit., pp. 96, 114-5
- 32Davies, op. cit., p. 312
- た。かくして王国の諸侯達はこれに憤慨し始めた。殊に 他人から官職と権力とを横奪し、自らの従者に 勝手 に与え N. Denholm-Young (London, 1957), p. 8. 「(Piers せ) 年代記に現われた例として、Vita Edwardi Secundi, ed

追われていたので。」 Lancaster 伯は、彼の手の者が Piers の求めによって職を

.汤) Davies, op. cit., p. 371.

## B 司法機構との結び付き

きるであろう。 転じる時、我々はより明確な共謀の糸を目にすることがでを利用したものではなかった。これに反し司法機構に目をによるものであるにせよ伯の扈従たちとの関係は行政機構をれが時代的なものにせよ、Lancaster伯の特異な性格

助言者の地位を占めていた。 裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するワイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するアイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するアイロの存在、強く豊かな者のために法裁判官に対するアイロの存在、強く豊かな対象が、遅くとものである。

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

narratores と呼ばれる法曹からの登用)の結果、 た。裁判官登用の変化(裁判官書記、 をあてにし、貴族達の要求も彼らの欲するところと呼応し の給料収入とは別に貴族、有力者から受ける年金、心づけ なっていたからである。聖職禄収入を持たぬ彼らは、 ておかねばならない。 法機構の結び付きを考える時、このような情況を頭に入れ を必要としていたのである。Thomas of Lancaster と司 族達はそれを守るために増々法律家の知識と国王へのコネ た。Edward I の対封建立法が貴族達の特権を脅かし、 所の裁判官達が Edward II 治世の末年には殆んど俗人と Edward I, II の時には聖職者が中心であった王座裁判所、民訴裁判 の時代に貴族と裁判官の絆はより強 役人の登用から弁士 Henry ま

年、伯の納戸部会計記録は、今度は既に裁判官の地位を得判所裁判官となるものを含んでいた。更に一三一八―一九中には後の王座裁判所主席 裁判 官と なる Geoffrey de中には後の王座裁判所主席 裁判 官と なる Geoffrey de中には後の王座裁判所主席 裁判 官と なる Geoffrey de学がりを持っていたのであろうか。一三一三年から一三一繋がりを持っていたのであろうか。一三一三年から一三一本では、それでは Lancaster 伯は司法機構とどのような

五五 (一六九)

を買うためにと13が使用された。 ているものに対して、現金ではないにしろ仕着せを買うた 官と彼の妻、そして王座裁判所の主席裁判官に対して毛皮 めに88を使用したことを記している。民訴裁判所の裁判

訴両裁判所の主席裁判官その他に給料を支払っている。 (6) を10の賃金を払い、一三三八年には聖堂騎士団が王座、 mas の弟 Henry 伯も一三二八年 Geoffrey le Scrope に はなく、有力者の間にあっては一般的ですらあった。Tho-何人からも俸禄、仕着せを受けることを禁じるまで違法で ることなく、万人に正義を為さねばならぬ故」国王以外の 四六年制定法が「裁判官は、ある人を他の人にまさって慮 であったかもしれない。しかし、少くとも法律的には一三 こうした慣行は、あるいは、時の人の眉を顰めるところ 民

この時代殆んど無い。恐らく年金の授与だけでは不充分で 判決を得ることができたのか、それを示してくれる証拠は なる人物に贈られた金子 £ 6.13s.4d.も裁判官でなかった London での訴訟について」Sir Walter de Kirkbridge れた ヒ 81.17s.8d. の一部はワイロであったと 考え られ Lichfield 司教の新規回復訴訟の際、贈り物と共に使用さ あったのだろう。一三一三年 Lancaster 伯と Coventry, 国王の裁判官達との結託によって有力者が法廷で有利な 一三一八一一九年の会計記録に出てくる「殿 様 の

にせよ、陪審員であった人物に対するものであった。

で三人の人物に巡回裁判官職が委託され、その 内の 一人 ている。一三二〇年一月には伯の狩猟場の侵犯に関する件 のメンバーに裁判の権能が与えられていたからだと云われ の乱の鎮圧が早かったのも伯自身、 理のために四人の人物が任命されたが、内二人は扈従であ ある。一三一五年九月、伯の家士の一人が死亡した時、審 の判決を得ることができた。屢々伯自身の関わる事柄につ cashire 等の場合には、Thomas はより安々と思い った。一三一五年に起こった伯に対する 叛 乱、Banaster いて伯の扈従達が刑事巡回裁判官に任命されているからで (恐らくもう一人も)が確実に扈従であった。(\*) 地方のレベルでは、特にそれが自らの掌握する Lan-伯の扈従、 伯の評議会 通り

うべく、税金の延滞分を貯えていた収税吏が、 回復訴訟が行なわれなかった例、そして今度は逆に、 訟幇助のため如何ともし難ったと述べた例、伯の扈従の一 伯にゃ 100 相当の金品を奪われ、しかし伯の生前には訴 のはいつの世も暴力である。Maddicott は財務府に支払わ れば殺し、火を放ち、片輪にしてやると脅したため、 に証言をしようとする人に向かって、そのようなことをす 人が Warwickshire の女性の土地を強奪し、彼女のため ワイロ、平和的な影響力が効を奏さない時、 Lancaster 発揮される

査は Wigan に於ける王座裁判所の審理で頂点に達した。り「脅かされて真実を云えぬ人」を探すためであった。調 なかった。」と断言している。一三一七年には Hugh de 得ていたため「何人も国王のため彼を訴え出ることができ した。陪審はこの殺人を一三二三年王座裁判所に報告した(当) Tetlow 家の者が、Manchester の牧師を教会構内で殺害 る。一三一六年扈従 Sir Robert Holland の親戚である そこでの記録は伯の扈従による横暴の幾つかをとどめてい Boroughbridge の戦いの後、一三一三年に行なわれた れた例を描いている。こうした暴力、訴訟幇助の記録は、に勢力を持つ伯の扈従の力を得て訴訟開始の令状を手に入 傍若無人を増幅したであろうことは忘れては なら ない。 しい。しかし治世中の内乱、一三一四年に始まる飢饉、そ はなくそれを発現せしめた装置であるという考えた方も正 によって顕在化した、つまり新しいのは暴力の存在自体で ず、例えば議会への請願という苦情の場が与えられたこと る。又この様な現実は中世を通じて常にあったにも拘ら 浪藉者に家畜を奪われた Staffordshire の修道 院 Lancashire の司法調査の目的は、治世初めに迄さかのぼ して Lancaster の保護があるという安心感が、扈従達の それが非日常的であるがために記録されたことは確かであ 殺人者が Holland と Lancaster 伯自身の赦免状を が近隣

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

Tyldesley と彼の五人の息子が Margaret de Worsley Tyldesley と彼の五人の息子が Margaret に と 10の家に火を放ち、その臣下を殺めて火に投じた。上述の陪

## 註

- (H) J.R. Maddicott, 'Law and Lordship: Royal Justices as Retainers in Thirteenth- and Fourteenth Century England', *Past & Present* supplement 4 (1978), pp. 4-7.
- $(\infty)$  ibid., p. 8.
- (α) ibid., pp. 13-25.
- (4) 二つの事例は Do., Thomas of Lancaster, p. 49. にあ
- p.69. Statutes of the Realm, i, 303-4. 同年の制定法の中にした条項もみえる。その評価については Dunham, op. cit.
- (φ) Maddicott, 'Law and Lordship', p. 28; do., Thomas of Lancaster, p. 49.
- (r) Maddicott, Thomas of Lancaster, p. 50.
- $(\infty)$  ibid., p. 50.
- (5) ibid., p. 51; Rotuli Parliamentorum, i, pp. 401-2.
- (2) G.H. Tupling, ed., South Lancashire in the Reign of Edward II, p. XV.

史

- (11) ibid., p. 36.
- (2) ibid., p. 75.
- (3) ibid., pp. 32, 57.
- (4) ibid., p. 75.

## C 軍事的役割

たが故に政敵からも身を守ることができたのである。 いたにも拘らず、王以外の誰にもまして軍事力を動員できていた Lancaster 伯にとって、唯一国王・宮廷に圧力をかけることのできた武器であった。又、政治的に孤立してていた Lancaster 伯にとって、唯一国王・宮廷に圧力をでおして、東海的に運用された時、政治的、軍事的な力となった。策暴を生み出し法を曲げる力は、一つの意志の下ひとた

○名の歩兵を連れていたと報じているし、 Vita Edwardi伯及び他の貴族が四二○○名の甲冑の兵 loricae と五○○ arum の著作者は一三一二年八月の合同 軍で Lancaster Lancaster伯だけで一〇〇〇人の騎兵と一五〇〇人の歩兵 当時の叙述史料に あたってみるならば、 これが次の疑門である。先づ扈従の数がどれ位居たのか。 を率いていたと書いている。 伯の軍団の中で扈従が如何なる位置を占めていたのか、 では、 の作者は、 伯が一三一八年八月王と一時的な 和解 同年九月の Chronicon Henrici Knight-Westminster 議 Flores Histori-を 会に

> 際に一八〇〇〇人を引き連れていたとしている。 定した。この数は、Lancaster 公 John of Gaunt のそれ数、遠征の従軍リストから伯の扈従の実数を約五〇人と算 字そのものにも誇張が混じっていよう。 数字は勿論、扈従のことだけを書いたものではない。又数 王の体面を取り繕う必要が扈従の数を増大させていたと考 給料配布の記録、 まで映っていたことを示してくれる。Maddicott は伯の納 数がそれ程見る者に強烈な印象を与え、時として不健 戸部会計記録に収められた扈従宛ての手紙の数、兵員への えられる。社会的示威も又BFの重要な側面であった。 も思われるが、後者の場合、 (一四○一二○○人)に比べるなら、いささか少ない様に 証書の証人として挙がっている もの 自ら渇望していたカスティラ しかし伯の従者の これらの の

待のできない安定性を持っていた。期日で終了する軍務契約を行った単なる傭兵軍隊からは期ように、勤務が長期に及び忠実であった彼等の兵力は、短をひき付ける核として働くことであった。前章で示された達の役割は全軍団の中で、その周りに不安定な多くの要素

伯の強力な扈従団を前にして政府の態度は揺れていた。 一方ではそれが議会や宮廷に与える脅威を恐れていた。 ある年代記は伝える。一三一一年 Lancaster 伯は義父 上incoln 伯から相続した土地に関してオマージュを 行う に Tweed 川を渡ってスコットランド側に王に会いに行く のを拒んだので、国王の方から渡河して伯の許にやってきた、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た、というのである。この記事は、少なくも当時の人が現た。

Lancaster 伯と国王の和解交渉の期間、即ち一三一八年い訳にはいかなかった。これを如実に表はしているのが、トランド戦の為、不可決であって国王もこの情況を認めな他方、非難はしても Lancaster 伯の軍事力は対スコッ

伯の意を阿った和解交渉が続けられたのであった。 caster 伯と和解することが焦眉の急となった。 かくして ど Pontefract まで侵攻してきたので国王にとって Lanbottle, Wark, Mitford の要塞が次々に降服し、スコット る事情であった。当時、 四月の が落ち、北部の主な要塞が奪われた。五月になると 打撃を受けていた。Leicester の会談の数日後、 ランド軍は Northallerton、次いで Ripon、遂には殆ん Leicester 暫定協定から八月の 北方でイングランド軍は壊滅的な Leake 協定 Har-に 至

なわれた。企ての中心は、前年敵の手に落ちた国境東端の後、夏から秋にかけてスコットランドに対抗する試みが行 団を持つことになる。加えて伯は、前述の様に自らの所領 Lancaster伯は一四〇人の騎士、三五〇人の兵から成る軍 であった三人の騎士、一〇人の兵を供出したと す の兵を引き連れてきていた。若し三五人の扈従 が 平 均 値 ば し、彼等各々が相応の手勢を率いてやってきていた。 グランド軍の中でも最強。三〇~四〇人の扈従が伯に同行 と支援をうけたものであった。Lancaster 伯の部隊は は治世中、唯一の Lancaster 伯をも含めた全貴族の支持 街 Berwick を奪回しようとするものであった。この遠征 Athol 伯は二人の旗持ちの騎士、四人の騎士、三三人 両者の和解の成立した翌年、一三一九年五月の議 会 ば イン の

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

Edward II 治世紀に於けるBFの軍事的機能をLan-Edward II 治世紀に於けるBFの軍事的機能をLan-Edward III 中期頃からであるが、これは一ているのは Edward III 中期頃からであるが、これは一ているのは Edward III 中期頃からであるが、これは一型の年代に、軍事財政が国王納戸部から財務府へ移行をいるのは Edward III 中期頃からであるが、これは一型の年代に、軍事財政が国王納戸部から財務府へ移行を表別による軍務提供の慣行は他の貴族の間でも一般的である。軍制の変化はもっと前に起こっていた。

国民軍の徴集を試みたが、それらは不充分であり、強制す国王達は代替の方策として騎士強制による軍事力の創出、既に封建制の軍役奉仕義務は十三世紀に衰退していた。

の軍務契約に頼る他はなかった。は、イングランドの国庫は貧しすぎたので国王達は貴族とることは政治的危機を惹起した。純然たる傭兵軍に頼るに

貴族のある者は、当初国王から給料を受け取って兵員を集めることを侮辱だと感じたであろう。又、給料を受領したことで国王に掌握され、征服地に対する権利を行使できの群れの中で、自己の優越性を奪われるという恐れが彼等の群れの中で、自己の優越性を奪われるという恐れが彼等の群れの中で、自己の優越性を奪われるという恐れが彼等のだよる戦いであり、王の政敵であった Roger Bigot できえ、一二九七一八年冬の対スコットランド戦は 殆んど 契約軍 でえ、一二九七一八年冬の対スコットランド戦には国王の 真族のある者は、当初国王から給料を受け取って兵員を 貴族のある者は、当初国王から給料を受け取って兵員を

Edward II の時期になると彼等の逡巡が消えた。一三 Edward II の時期になると彼等の逡巡が消えた。一三 Acrus。これは一つには北方の防衛のためでもあったりて国王は多数の諸侯とインデンチュアを交わした。その他一三一六年秋から一三一七年にかけて国王は多数の諸侯とインデンチュアを取り交わした。その他一三一六年秋から一三一七年には条件として一〇〇人の兵士の供出を約束。一三一七年には条件として一〇〇人の兵士の供出を約束。一三一七年には条件として一〇〇人の兵士の供出を約束。一三一七年には

伯、Norfolk 伯、Kent 伯に給料が支払われた。 更に一三二二年、Pembroke 伯、Arundel 伯、Surrey 戦いに備え、自派の陣営を固めようとしたものであった。 がそれよりも寧ろ当時緊張が高まった Lancaster 伯との

あった。 国王と契約を結んだ貴族は、指揮下に入るべき人員を下あった。

にとって、それを効果的に御することは至難であった。 は、 Edward II のような国王としての資質を欠いた人物 が力のものである場合には脅威をおぼえ、社会に及ぼすからためにはBFの枠組を必要とした。封建軍は既に実用的うためにはBFの枠組を必要とした。封建軍は既に実用的が大めには活発に利用されていた。国王は、それが敵対 でとって、それを効果的に御することは至難であった。 とは云えず、傭兵では著しく安定性を欠いたためである。 とは云えず、傭兵では著しく安定性を欠いたためである。 とは云えず、傭兵では著しく安定性を欠いたためである。 とは云えず、傭兵では著しく安定性を欠いたためである。 とは云えず、傭兵では著しく安定性を欠いたためである。 とは云えず、傭兵では著しく安定性を欠いたためである。 とは云えず、傭兵では著しく安定性を欠いたためである。

## 討

(H) Flores Historiarum, ed. H. R. Luard, iii (R. S., 1890),

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

p. 33%.

- (a) Vita Edwardi Secundi, p. 32.
- (3) Chronicon Henrici Knigton, ed. J. R. Lumby, i (R.S., 1889), 412. 以上三つの年代記の出典は Maddicott, Thomas of Lancaster pp. 43-4. 但し最後の Knigton については筆者未確認。
- (4) Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 44-5.
- (15) S. Armitage-Smith, John of Gaunt, pp. 440-6; K.B. McFarlane, 'Bastard Feudalism', p. 165.
- (6) Maddicott, Thomas of Lancaster, p. 45.
- (7) Chronicon de Lannercost, ed., J. Stevenson (Maitland Club, Edinburgh, 1839), p. 215. 実際のオマージュは London で行われたが (Calender of Close Rolls, 1307-13, p. 434.)、この時に誠実の誓いが行なわれたらしい。Somerville, op. cit., p. 23; Maddicott, Thomas of Lancaster, p. 115.
- (∞) Maddicott, Thomas of Lancaster, p. 192.
- ( $\circ$ ) ibid., pp. 216-7; Gesta Edwardi de Carnavon Auctore Canonico Bridlingtoniensi in vol ii of Chronicles of the Reigns of Edward I and Edward II, p. 55; Flores Historiarum, iii, 183.
- (1) Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 244-5.
- (\(\mathref{\pi}\)) G. A. Holmes, The Estates of the Higher Nobility, pp. 80-1.

六二 (二七六)

- 12 Obligation in Medieval England (Oxford. 1962). Ch., Feudalism "について(序説)」『史学』40-4(1968). 一・二 三章を参考。騎士強制については M. Powicke, Military この段落を書くにあたっては森岡敬一郎、「所謂"Bastard
- 13 M. Prestwich, The Three Edwards (London, 1980),
- 14 and the negotiating of the Treaty of Leake, August に全文が載せられている。これらが交わされた情況について にある。Pembroke 伯との間に交わされたそれは pp. 314-5 ストが J.R.S.Phillips, Aymer de Valence, pp. 312-4. は同書V章及び、同著者による 'The "Middle Party" |318',を参照 当時、国王とインデンチュアを結んだ諸侯、その内容のリ
- 15 M. Prestwich, op. cit., p. 65
- <u>16</u> Phillips, Aymer de Valence, pp. 254-5
- 17 四六人の騎士であった。Lancaster 伯の扈従の数 が王 の そ cott, Thomas of Lancaster p. 45.)° れと比べても見劣りしないものであったことが判る(Maddi: てくる疑問である。宮廷在勤の扈従は八人の旗持ちの騎士、 国王 Edward II 自身の扈従はどれ位いたのか。 当然 出
- D 一従の働きの場は戦場だけではなかった。そうであった 土地を巡る"Bastard Feudalism" の機能

り、主人の必要に応じて所領経営に参加、活躍することが よって測られた。かくして土地の経営、管理を上手く行 行って所領を保全、拡大することが貴族の一大関心事とな た。国王から議会への召集令状を受け取るための要件は、 生み出したもの、それは土地であった。中世に於いて土地 年金を授与する必要はなかったかもしれない。その必要を 扈従達の平時の仕事となった。 いることであったし、貴族の権力は彼が持つ所領の規模 バロンとしての身分を維持するに足る充分な土地を持って に報酬を与え宮廷を支えることを可能にするものであっ 財産は全ての権力の第一であり、所有者の生活の礎、 ならば、短期の軍務契約だけで充分であり、終生にわたって 土地を巡る隣人との訴訟に勝ち、相続も手抜かりなく 17

ら仄かに読み取れる。 門官 chef menours の父 Edmund の時国王の二人の裁判官が評議会の最高顧 だった。Lancaster 家の場合、評議会の存在は、Thomas 更に加えて領民、下級役人からの訴えを聞き入れていたの 換、新規の土地開墾などの問題に助言を与え、決定を下し、 た。所領関係の業務としては直営地経営から請負地への転 評議会を構成し、裁判から行政に至る広範な領 中でも重要な人員は宮内の要職、 Thomas の時代に関しても、 の地位を占めていた、という記述か 法律家と一緒になって を 扱 っ

することだけである。 会の非公式的な性格故、構成員が何らかの誓言をしたと会の非公式的な性格故、構成員が何らかの誓言をしたとの非公式的な性格故、構成員が何らかの誓言をしたと会の非公式的な性格故、構成員が何らかの誓言をしたと会の非公式的な性格故、構成員が何らかの誓言をしたと会の非公式的な性格故、構成員が何らかの誓言をしたと

ところで非公式な組織である評議会を離れると、専門のところで非公式な組織である評議会を離れると、専門のところで非公式な組織である評議会を離れると、専門のところで非公式な組織である評議会を離れると、専門の

の扈従の平時に於ける行動が歴史家の感知できにくいもの行動を共にしたものを中心としている。それも、この時代である。既に述べたように、彼の説明した扈従は伯と軍事きの糸としてきた Maddicott の扈従の確定の仕方の問題何故だろうか。その理由の第一は、我々がこれ迄終始導

云え他人の所領経営に専心することはできなかった。れぞれ自己の所領、役人を持っていた騎士達は、主人とは分から身を起こす荘官が抜け落ちている可能性がある。そは、殆んどが騎士身分以上であり、そこからはその下の身いかを確定できないからであった。結局、確定された扈従であり、荘官、家職の内の誰が扈従であり、誰がそうでな

態への変化であった。 動への変化であった。 まうならば、扈従とそうでない者の判別がつきにくい状態のではないか、そう思わせる情況が幾つかある。それは、のではないか、そう思わせる情況が幾つかある。それは、い。実体としての扈従も十四世紀が進むにつれて変化したい。実体としての扈従も十四世紀が進むにつれて変化したしかし、原因は必ずしも歴史家の認識の問題だけでもな

族の中には、子弟に法学を勉強させるものもでてくるが、 情ee simple entail、がある位だった。しかし十四世 土権」、simple entail、がある位だった。しかし十四世 土権」、simple entail、がある位だった。しかし十四世 土権」、simple entail、がある位だった。しかし十四世 土権」、simple で保有し、これに加うるに、自らに土地を譲 打きな発達をみた。土地法は錯踪しだした。相続、訴訟の 大きな発達をみた。土地法は錯踪しだした。相続、訴訟の 大きな発達をみた。土地法は錯踪しだした。のであ 変化をひき起した動因の一つは土地法制上のものであ

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

弟の子、 集めようとしていたのだった。 ter の St. Mary College の増築)の資金を信託によって 人の土地を後見、請け負っていた。特定の目的のために扈次々に死んでいく伯達の遺言執行人として、未成年の相続 問題の量の膨大さ、 従を受託者として用いたのは Bohun 家 (Northampton, Hereford 両伯家) の扈従達は 取り計っていたし、一三六〇年から七〇年代に 場で倒れようとも領地経営が途絶えることのない は一三四○年代、伯の代理人として伯の全ての土地を請け る扈従達の活躍である。 あった。Holmes が描いたのは、このような 平時 に 於け の所領の分散化傾向を考えると、 土公示譲渡を友人、従者に行い、自らの計画 彼は一三六一年三月二四日に死ぬが、その直前大規模な封 負わせ、売却、譲渡する権限まで与えられ、 尚武的な伯が戦 初代の Lancaster 公 Henry の場合であった。 それに拍車をかけるイングランド特有 即ち、Northampton Thomas of Lancaster 扈従の役割は一層重大で (殊に Leices: 伯の扈従達 か け ように ての の

地経営のブーム」を契機として収益官 この世紀に始まったものではない。既に十三世紀の「直営 土地法の複雑化に先立って貴族の所領経営機構も増々精 なものに仕上げられてきていた。この変化は、 steward' 会計監査官 auditor といった所領経営の receiver' 土 正確 地 には 管

であるが、十三世紀の末からThomas の時代を経て十四役職が出揃い、所領文書が作成されるようになってきたの 格の下 録簿 register 方式に変わっている。このような時期にあンデンチュアの形式であったが、次の Henry 伯の時に登 の時代迄は、地方収益官が監査官に提出する会計報告はイ らず、十五世紀のイーストアングリアのように互いに拮抗 である。彼等は圧倒的な勢力を持つ主人の下でならい 職禄収入でもらっていた聖職者であった。ところが機構 身分も低かった人、あるいは、その報酬を年金では の役人達は、扈従と呼ぶには、余りに主人の近くにおり、 例えば Lancaster 家の所領文書を例にとると、Thomas 世紀の中頃にかけて、それが一層整備される時期であった。 して更にもっと上層の人々を荘官職に結びつける作用を働 おくためであった。折しも、扈従の平時の活躍が増大する 込まれたのは、 たがった。所領の経営にまで文言化された契約関係が持ち する勢力があった場合には、少しでも条件の良い方へ付き って荘官の構成も少しずつ変化をとげた。従前の土地 十四世紀の後半以降、 ·落がもたらした直営地経営の放棄である。この時で、黒死病流行後の人口減少、労働力不足・農作物 一つにはこうした法律家荘官を魅き止めて 経済上の変化もこのような人々、 ざ知

躍する人物であった。
せ、自らは専ら法律の顧門であったり、相続、信託の際活き入れた。新しい土地管理官は、日々の業務を代理人に任き入れた。新しい土地管理官は、日々の業務を代理人に任王とのわたりを持った有力者、昇進を望む騎士、郷士を導の多い閑職となった。貴族達はここに法律家、あるいは国土地管理官職はそれ迄の農事経営の激職ではなく、もうけ

い(少なく見える)のにはこうした理由も働いていた。いた。ある特定の荘官職について活躍している扈従が少なある端境期にあって、荘官職はその大半を聖職者が占めての発達をみていたものの、内部の職能分化が完成の途上にが始まろうとする時であった。所領経営機構は既にかなりが始まるうとする時であった。所領経営機構は既にかなり

一六通)。Lancaster 伯の役人達は屢々、Holland の保証の代理人、雑役係として現われる証書六一通の内の二九通の代理人、雑役係として現われる証書六一通の内の二九通の代理人、雑役係として様々な情況で活躍し、伯 が授 与る。彼は時には伯の友人、助言者、時には荘官・政治上とで登場してくるのは先程も述べた Robert Holland でに関して証人となり、その内の二八通で筆頭にあがっていて関して証人となり、その内の二八通で筆頭にあがっている(5なみに彼の次に頻繁に現われるのは John Bek のはに囚はれることなく扈従が活躍する可能性もあった。こ域に囚はれることなく扈従が活躍する可能性もあった。こはに囚はれることなく扈従が活躍する可能性もあった。これが、対し、翻って職能分化が未発達である分だけ細かい職しかし、翻って職能分化が未発達である分だけ細かい職しかし、翻って職能分化が未発達である分だけ細かい職

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

職を体現していた。(32) も、こうした立場故であったろう。Thomas の時代、後(ま)。彼を定期的に歓待し、現金のプレゼントを送っていたの Tutbury の収益官宛てに送られた Holland の手紙を保 えば、ある相続人の後見権発動が Holland によって遅ら と命令が伯自身のそれと同じ効力を持つと考えていた。 で出現する様な、全 Lancaster な立場にあったことを物語ってくれる。Leicester の街が を持っていたという事実は、彼が伯の所領の巡回監視官的 た。Lancaster にある自宅の他に Kenilworth に事務所 ークの木が運び出され、Duffield Forest からは鹿が運ば Holland 連名の命令によって Needwood Forest からす 証として庭園係に賃金を払ったことを記してい る。 し出た。Derbyshire の Colbrook Ward の収益官は、 されたため、該当の土地の収益官は ヒ 4 を越える控除を申 れた。伯の馬は Holland の指図で Tutbury で飼育され Holland は部分的に、既にこの官 伯所領の管理官という官 伯と

心に Lincolnshire, Derbyshire, Staffordshire, Leices-場合、それらをはるかに抜いていた。彼が Lancashire を中のは年金や形にあらわれない保護である が、Holland の酬を提供した。 ありきたりの扈従達が主人から得られるも

ている。

Curacle Control Contro

れらは封土として Holland に与えられ、彼は一三二二年ある三つのマナーを手に入れた。だが四年もたたぬ内、こ 手に長く高価な係争をした。挙句、Northamptonshire まで保有している。Lancaster 伯に対する Pembroke 伯 前財務府長官の Walter Langton、 は Pembroke 伯、Coventry と Lichfield の司教であり すことができないように、Holland を防波堤として 使っ らの回復訴訟は妨害された。国王がこれら を Pembroke たということである。例えば、一三一六年 Lancaster 伯 を減少させたくないという保全の気持ち。そして、もう一 る。これには二つの理由が考えられる。一つは自分の土地 いけないということである。何故なら、その多くは伯の元 Holland に与えた土地の全てを額面通りに受け取って は つは他人から奪った土地に対して、その当人が訴訟を起こ 々の家産地ではなく新たに征服した土地だった からで あ 只、ここで一つ注意を要する。それは、Lancaster 伯が 彼の土地保有者を相 に

> に、伯の権利の保全の性格も帯びていた。 Holland の土地が没収された時であった。伯が他人の土地を強奪し、それを後日 Holland に与えるといった同様地を強奪し、それを後日 Holland に与えるといった同様の保有者にとどまり、伯が実際の収入を受けとっていたとの保有者にとどまり、伯が実際の収入を受けとっていたとうだられる。Holland への土地譲渡は報酬であると同様の保有者にとどまり、伯がとついては Holland は名目上れており、その内の幾つかについては Holland は名目上れており、その内の幾つかについては Holland は名目上れており、その内の幾つかに大時であった。伯が他人の土地が没収された時であった。伯が他人の土地が没収された時であった。伯が他人の土地が没収された時であった。伯が他人の土地が没収された時であった。

Lancaster 伯が Holland に与えた最大の贈り物は、Alan la Zouche の娘 Maud との結婚を得てやったことである。彼等の結婚は一三〇八年か九年に行なわれたと思われる。当時 Alan には男子相続人を持つ望みが無く、思われる。当時 Alan には男子相続人を持つ望みが無く、思われる。当時 Alan には男子相続人を持つ望みが無く、問いの生涯権だけ残して、遠縁の親戚にあたる William Mortimer に譲渡しており、自分の死後、広大な土地が共同相続人とその夫に渡ることを覚悟していた。実際 Alanが死ぬと、Holland は年 と720 にものぼるマナー、騎士が死ぬと、Holland は年 と720 にものぼるマナー、騎士が死ぬと、おり間がある。

caster 伯に与えた関接的ではあるが貴重な利益は明らか Holland が結婚によって獲得した新しい 所領 が Lan-

慎重な考えが張り巡らされていたことを確信できる。 の良いものであり、Holland の結婚相手を選ぶにあたって る。Zouche の娘との結婚は主、従双方にとって誠に都合 bourne といった一群の城にもう一城を付け足すものであ は Lancaster 伯の Leicestershire と南東 Staffordshire 三〇才を過ぎて尚未婚であったから、この見込はかなり期 land の手に入るという見込であった。Mortimer は当時 timer の手に渡っていた要衡 Ashby de la Zouche が、 とは、既に同州で大きな影響力を持っていた伯の勢力を一 の所領の結ぎ目にあたり、Tutbury, Donington, Mel-待して良いものと思われた。地図を見れば判る様に Ashby 彼の直系卑属無き場合には、Zouche の相続人、即ちHolland が Leicestershire に広大な土地を有したというこ った。Holland の手にある城は伯の手にあるも同然で あ 三〇四年 Zouche との和解譲渡により William Mor-層強固なものにした。又、同じ様に魅力的だったのは、 であった。伯の最も信頼の置ける友人、従者である Hol-

## 註

(H) G. A. Holmes, The Estates of the Higher Nobility, pp. 76-8; cf., N. Denholm-Young, Seignorial Administration in England, (Oxford, 1937), pp. 25-31; C. Rawcliffe, 'Baronial Councils in the Later Middle Ages',

Edward II 治世期に於ける "Bastard Feudalism"

- in Patronage Pedigree and Power, ed., C. Ross (Gloucester, 1981), pp. 87-108.
- (a) Maddicott, Thomas of Lancaster, p. 18; do., 'Law and Lordship', p. 16.
- (α) Do., Thomas of Lancaster, pp. 19-20.
- (4) ibid., p. 58.
- (15) Above, pp. 149-50.
- (6) Holmes, The Estates of the Higher Nobility, ch. II, 特以 pp. 45-51.
- (7) 中世末の貴族の土地に対する関心、それを管理するための(7) 中世末の貴族の土地に対する関心、それを管理するための
- (∞) Holmes, The Estates of the Higher Nobility, p. 75
- ( $\circ$ ) ibid., p. 75; K. Fowler, King's Lieftenant, p. 218
- istration in England が出発点である。簡便に要約したものとして G. A. Holmes, Later Middle Ages (Edinburgh, 1962), pp. 20-2; E. Miller and J. Hatcher, Medieval England—Rural Society and Economic Change 1086-1348 (London, 1978), p. 179, ff. 189.
- (11) Somerville, History of the Duchy of Lancaster, p. 116.
- とについては、Thomas, Henry of Grosmont, John of (12) Lancaster家の中で俗人の荘官の数と重要性が増大するこ

大七 (二八一)

- (鉛) Holmes, The Estates of the Higher Nobility, pp. 113-20; Lancaster 家足りらりは Somerville, op. cit., pp. 94-5.
- (4) この現象に関する事例は McFarlane, The Nobility of Later Medieval England, pp.107-9; cf., D. Knowls, The Religious Orders in England (Cambridge, 1955), vol. ii, p. 285.
- (妇) Maddicott, 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland', p. 462.
- (4) ibid., pp. 463-4.
- (元) ibid., p. 465.
- (18) Holland に比すべき人物が Pembroke 伯の扈従に もいた。William de Cleydon という人である。彼は伯のインた。William de Cleydon という人である。彼は伯のインの特別の問題に関する一種の総務官であったが、Steward というような特定の官職に就いていたという記録はない(Phillips, Aymer de Valence, p. 260.)。
- (印) Maddicott, 'Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland'pp. 455-6, Melbourne と令状復命権についてCalendar of Charter Rolls, 1300-1326, p. 109.
- (A) Maddicott, Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland, pp. 452-55.

## 大八 二八二

- (江) との係争については Somerville, op.cit, p.24; Maddicott, Thomas of Lancaster, pp. 154-7; Phillips, Aymer de Valence, pp. 77-82.
- (A) Calendar of Patent Rolls, 1317-21, p. 431.
- (없) ibid., 1321-24, p. 88.
- (전) Maddicott, Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland', p. 455.
- (紀) ibid., pp. 457-60; Calendar of Close Rolls, 1313-1318, pp. 115-7, 154-6, 197.
- (%) Maddicott, Thomas of Lancaster and Sir Robert Holland, p. 461.
- 続することは叶わなかった(ibid., p. 460, n. 5.)。 wick 伯未亡人 Alice と結婚し、一三一七年に息子 Alanが誕生したので、Holland が Ashby de la Zouche を相が正される。 実際には、Mortimer は一三一六年か一三一七年、War-

## TV 結 語

ったことをみてきた。これらはその原因の大半を、伯の性官、中央官職を自派で占めさせたというような事実がなかが国政に於ける自己の地位を固めるため庶民院議員、州長能を果たしていたのか、後代に比べてその時代性が何処に以上の論述より Edward II 治世下のBFがどの様な機

性に帰して考えられるべきであろう。 世に帰して考えられるべきであろう。 であずなかったという事実は制度的発達の未熟さ、即ち時代にがげられて、伯の望みは挫折し、中央から離れて地方にれを許し受けいれてしまう王の恣意的な俸禄配分権の行使職に就けたいという意志は持ち乍ら、国王寵臣の強欲、そ格の特殊性に負っていることは確かである。従者を中央官

を曲げる暴力の入り込む余地があった。 にもちこめたという訳でもなかったであろう。そこに、法も同じ手を使い、Lancaster 伯が必ずしも判決を有利が違法とされていない時代であった。それだけに他の貴族が違法とされていない時代であった。それだけに他の貴族とは Lancaster 伯にあってもみられた。そのようなことったでして、司法面に於ける国王裁判官達との結び付

代 たことは、死後刊行された著書の中の門下生の手になる補 あった。BF研究のパイオニア、K.B.McFarlane 注によって明らかであり、BF全般について云うならば彼 意見は正鵠を得たものであろう。但し、 暴力の組織的使用であるBFの軍事的機能 この制度の平和時に於ける側面を強調する傾きがあっ 既に充分発達し、それなしでは軍隊の編成が不可能で した本論 の 事例でみるならば、 との制度の初期 В は、 Fを制 ح 0 が晩 度 時

を守るために扈従の力が必要だった。caster 伯個人にすれば自らの政策を実行し、外敵から 身め、或いは内戦に備えての国王側の要求であったし、Lan事的側面ではなかったろうか。それは対外戦を戦い抜くたさせていき、この時代のBFの基調を為していたものは軍

より、 興味深いのは、彼に対する報酬、 義務、 す訳にはいかない。先づ貴族評議会の構成員として。封建 るかを確定できなかったからである。 限定して説明したのも、荘官、 れない。 しかいないことは驚きであったが、このことは実体とい 部分での働きを除き、荘官として伯に出仕した扈従が数 込まれていたことであった。このようなインフォーマル が、土地を保全、拡大しようとする伯の意図の中に深く編み 制の軍役義務が衰退した時代は又、それと並ぶ封建家士の にくいものである。Maddicott が Lancaster た Robert Holland の縦横無尽の活躍ぶりが特記された。 った。Lancaster 伯の扈従の中では、 とは云え、土地を巡る、 部分が土地法の複雑化 寧ろ我々の拠った史料、 助言をも封建原理以外のものに依存させた時代であ BFの平時の機能は、 平時での扈従達の活躍も見過ご 黒死病流行以降の荘官職の この時代潜在的で感知でき 家職の内の誰が扈従と呼べ 概念の問題であったかもし 伯が彼に与えた結婚迄も こうした目につきに 伯を多方面で助 伯 の扈従を

Edward II 治世期に於ける"Bastard Feudalism"

大九 二八三

史

題として残されている。いものであるか否か、それを検証していく作業が今後の課が、このような可能性を最後に指摘した。この仮説が正し化によって顕在化するのではないか、実証は伴わなかった

## 註

(H) McFarlane, The Nobility of Later Medieval England, p. 105, n. 1; do., England in the Fifteenth Century, p. xi (Introduction by G. L. Harriss).